

# 令和元年第11回農業委員会総会

1 日 時 令和元年11月26日(火)  
午前11時23分～午前11時49分

2 場 所 マロンの里研修室

3 出席委員  
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	廣兼 勝清	6	正木 静夫
2	小川 裕希恵	7	田中 博幸
3	古木 麻知子	8	竹端 只雄
4	島原 順二	9	橋村 實男
5	豊原 道教		

(最適化推進委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	田中 弘明		

4 欠席委員

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	最適化推進委員 松本 勝行		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局主幹兼農地係長	住田 実喜男	事務局主幹	前田 新吾
事務局書記	早川 正二		

## 6 議題日程

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	報告第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

## 事務局（住田）

ご起立ください。ただ今から、令和元年第11回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

## 廣兼会長（挨拶）

### 廣兼会長

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、これより、令和元年第11回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、7番田中博幸委員、8番竹端只雄委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

## 事務局（住田）

それでは、議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ、地図は4ページをご覧ください。

譲受人は大竹市松ヶ原町の〇〇 〇〇さん。譲渡人は大竹市玖波二丁目の〇〇 〇〇さんです。申請地は、松ヶ原町〇〇番〇〇、面積は238㎡です。

現在の所有者の〇〇さんはご主人から相続により取得されています。ご本人は現在、玖波二丁目に住んでおられますが、元々申請地の隣接地の住宅に居住されておられました。譲渡人の〇〇さんが高齢となり、農地を耕作することが困難で、農地の維持する後継者が近隣にいないことから農地維持を続けていけない状況であったところ、このたび、申請地の隣に住んでおられる譲受人の〇〇さんが居住地から近いことから農地の譲り渡しについて話がまとまったと聞いています。現在、申請地は草刈りがされており、また、譲受人の〇〇さんは、これから柿、イチジクなど果樹栽培をしていく営農計画書が提出されています。

譲受人の農地面積は農家台帳上、農地所有ができる下限面積の1,000㎡以上あり、このたび譲り受ける申請地をあわせても、面積要件を満たしており、耕作日数も申請書から要件を満たしております。

なお、3ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 廣兼会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。本件の地区担当委員は私が担当しますので、発言させていただきます。

先ほど事務局から言われました〇〇さんは、以前は市の農業委員会事務局にもおら

れた方で、現在は息子さんと奥さんと一緒に農業をされている状況です。

これまで草刈りをして綺麗にしておられました。今度は〇〇さんが購入して果樹園として利用するという事で、農地も地続きになりますので、非常にこれから便利になり、栽培しやすくなると思います。

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### 廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、これより、日程第2議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局（住田）

それでは議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明いたします。順位1、順位2は関連がありますので、合わせてご説明いたします。

まず、順位1からご説明いたします。議案書は5ページ、7ページ、地図は9ページをご覧ください。

譲受人は広島市東区の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は栗谷町小栗林の〇〇 〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字宮ヶ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は762㎡です。転用目的は、太陽光発電設備を設置するためです。申請事由ですが、譲渡人は後継者が市外に在住し、農地をこのまま維持していくことが将来的に困難となり、荒廃せざるを得ないと思っていたところ、譲受人との間で譲り渡しの話に至ったと伺っています。

申請地は、今年2月に開催されました第2回農業委員会総会にて大竹市農業振興地域整備計画の変更議案にありました農用地からの除外についてご審議をいただき、変更の同意をいただいたのち、4月23日に広島県から除外の同意を受けましたので、このたび転用の許可申請を提出されています。

当該地は、地図にありますように農林振興センターの道路を挟んだ向かい側、NTT電話交換施設の近隣地に位置しています。田畑を形成しております一団の農地の端側になり、申請地の近隣の状況は、昨年7月に太陽光発電設備設置のため同じ譲渡人の〇〇 〇〇さんから転用許可の議決を受けました太陽光発電設備と別の太陽光発電設備が稼働している状況となっております。また隣接地が親水公園になっており、特に周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われれます。

また、議案書7ページにあります農地法第4・5条第1項の規定による許可申請に係る意見書ですが、許可を審査するにあたり意見書を作成することとなっております。

内容は転用に係る農地が許可基準から適当になっているかを観ていくものとなっております。現地調査、申請書類から不相当となる事項は見当たりませんでした。加えて、お手元にお配りしております資料1 農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に該当とならない事案となり、本委員会の審議で許可の可否を決めることとなります。

続きまして、順位2についてご説明いたします。議案書は6ページ、8ページ、地図は10ページをご覧ください。

譲受人は広島市東区の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は栗谷町小栗林の〇〇 〇〇さんです。届出地は、栗谷町小栗林字宮ヶ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は607㎡です。転用目的は、太陽光発電設備を設置するためです。申請事由ですが、譲渡人は年々体力が落ち、後継者もないことからこれから農地を維持していくことについて悩んでいたところ、譲受人との間で契約の話に至ったと伺っています。

申請地は、こちらも、今年2月に開催されました第2回農業委員会総会にて大竹市農業振興地域整備計画の変更議案にありました農用地からの除外についてご審議いただき、変更の同意をいただいたのち、4月23日に広島県から除外の同意を受けましたので、このたび転用の許可申請を提出されています。

当該地は、地図にありますようにN T T電話交換施設の近隣で、すでに設置している太陽光発電設備の土地と順位1の許可申請地との間に位置しています。従いまして、順位1と同様に田畑を形成しております一団の農地の端側にあり、申請地の隣接地は別の太陽光発電設備、親水公園、及びN T T電話交換施設になっており、特に周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われま。

また、議案書8ページにあります農地法第4・5条第1項の規定による許可申請に係る意見書ですが、許可を審査するにあたり意見書を作成することになっております。内容的にも転用に係る農地が許可基準から不相当になっているかを見ていくものとなっております。現地調査、申請書類から不相当となる事項は見当たりませんでした。加えて、お手元にお配りしております資料1 農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に該当とならない事案となりますので、本委員会の審議で許可の可否を決めることとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### **廣兼会長**

それでは、本件について、地区担当委員の説明を求めます。6番正木委員お願いいたします。

#### **正木委員**

11月20日、竹端委員さん、田中委員さん、私と住田さんの4人で現地調査いたしました。地図にありますように、後ろが川で前が道路となっており、周辺への迷惑ということも無いと思いますので、許可してもよいと思います。

#### **廣兼会長**

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。7番田中委員お願いいたします。

#### 田中委員

周りの農地に及ぼす影響も特に無いと思いますので、問題ないと思います。

#### 廣兼会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

#### 廣兼会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件は、広島県農業会議の農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に規定される意見聴取に該当とならない事案ですので、本件につきまして申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

#### 廣兼会長

ご異議ございませんので、本件については、許可することに決定されました。

それでは、日程第3報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について、大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により、事務局長において専決処理をしたので、報告させます。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

#### 事務局（住田）

それでは、報告第9号について、事務局長において専決処理をしましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は11ページ、地図は15ページをご覧ください。

譲受人は岩国市南岩国町の〇〇 〇〇さん、〇〇 〇〇さん、譲渡人は、大竹市東栄二丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、西栄三丁目〇〇番〇〇、面積は167㎡となっております。転用目的は、使用貸借により住宅建築をするためです。申請地は東栄一丁目にあります大竹市公共下水道施設、小島雨水中継ポンプ場の山側住宅街にあります。周辺は住宅と駐車場で囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないと思われるというご意見を頂いております。10月16日にこの届出を受理いたしました。

続きまして、順位2についてご報告します。議案書は12ページ、地図は16ページをご覧ください。

譲受人は大竹市立戸四丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、広島市西区の〇〇 〇〇さんです。届出地は、立戸一丁目〇〇番〇〇、面積は83㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は182㎡の合わせて2筆、面積合計は265㎡です。転用目的は、資材置場にするためです。場所は国道186号線油見トンネル上に油見二丁目から立戸二丁目に向け、山すそに市道が通っております。この市道を横切る形で谷郷川が流れております

が、この川沿いになります。申請地は川と住宅に挟まれており、地区担当委員さんからも、周辺農地に特に支障はないというご意見をいただいております。10月29日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位3と順位4は関連がありますので合わせてご説明します。まず順位3からご報告します。議案書は12ページ、地図は17ページをご覧ください。

譲受人は広島市安佐南区緑井の〇〇 〇〇さん、譲渡人は大竹市立戸一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、立戸一丁目〇〇番、面積は167㎡です。転用目的は、資材置場にするためです。場所は、国道186号線油見トンネル上に油見二丁目から立戸二丁目に向け、山すそに市道が通っています。この市道を横切る形で谷郷川がありますが、この川を渡り、順位1の場所から30mほど玖波方面に向かった海側に位置しています。付近は住宅がひな壇状に並び、地区担当委員さんからも、転用による周辺農地に特に支障はないというご意見をいただいております。10月29日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位4についてご報告します。議案書は13ページ、地図は18ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人はともに順位3と同じでございます。届出地は、立戸一丁目〇〇番〇〇、面積は27㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は49㎡、2筆合わせての合計面積は76㎡です。転用目的は、建物敷地及び駐車場です。場所は順位3の場所から油見トンネルに概ね20m近寄った、譲渡人の居宅隣地になります。こちらの申請は、昭和54年、前面の市道を整備した際、用地買収された残地となっています。地区担当委員さんからも、転用により周辺農地等には支障はないと思われるというご意見をいただいております。11月8日にこの届出を受理しております。

続きまして順位5についてご報告いたします。

議案書は13ページ、地図は19ページをご覧ください。

譲受人は大竹市元町一丁目の〇〇 〇〇さん、譲渡人は、大竹市元町一丁目の〇〇 〇〇さんです。届出地は、白石二丁目〇〇番〇〇、面積は138㎡となっています。転用目的は、宅地にするためです。申請地は白石一丁目にあります市営アパート1号棟から南に30mほど元町方面に向かったところになります。周辺は住宅と駐車場に囲まれ、地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないと思われるというご意見を頂いております。11月5日にこちらの届出を受理しております。

続きまして、順位6についてご報告します。

議案書は、14ページ、地図は、20ページをご覧ください。譲受人は大竹市立戸一丁目の〇〇さん、譲渡人は、同じく立戸一丁目の〇〇さんです。届出地は、白石二丁目〇〇番〇〇、面積は166㎡、同じく白石二丁目〇〇番〇〇、面積は、231㎡、2筆合わせて合計面積は、397㎡になります。場所は、先ほどの順位5の場所の隣接地です。転用目的は、駐車場です。申請地は、昭和59年譲渡人の〇〇 〇〇さんが宅地にするため、売買により取得しています。しかしながら、住宅建築をすること

なく今日に至っています。周辺はアパート、住宅に囲まれ、地区担当委員さんからも、周辺には特に支障はないと思われるというご意見をいただいております。11月5日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

**廣兼会長**

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

**廣兼会長**

質疑及び意見はございませんので、本件については計画のとおり決定されました。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**廣兼会長**

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和元年第11回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

**事務局（住田）**

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。